

○湖南衛生組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

昭和37年 6 月11日

条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第 4 項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し、規定することを目的とする。

(令元条例 6 ・ 一部改正)

(懲戒の手續)

第 2 条 任命権者は、職員を懲戒処分にしようとするときは、当該職員に対し、少なくとも 1 回事件に対する弁明の機会を与えなければならない。

2 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(令元条例 6 ・ 一部改正)

第 3 条 減給は 1 日以上 6 月以下、給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員にあっては、報酬の額（湖南衛生組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年湖南衛生組合条例第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する報酬及び同条例第 3 条に規定する地域手当に相当する報酬に限る。））の10分の 1 以下を減ずるものとする。

(令元条例 6 ・ 一部改正)

(停職の効果)

第 4 条 停職の期間は、 1 日以上 6 月以下とする。

2 停職者は、その職を保有するが職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与又は報酬も支給されない。

(令元条例 6 ・ 一部改正)

(この条例の実施に関し必要な事項)

第 5 条 この条例の実施に関し必要な事項は、任命権者が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和40年 6 月30日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年 5 月 1 日から適用する。

付 則（令和元年11月27日条例第 6 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。